



男女共同参画社会をめざす

—— ゆうレポート

REPORT

特集：身近な暴力をなくすために

DV にさらされている子どもたちにできること
暴力被害からの回復に向けて

あなたの身近な人身取引

第3期北区男女共同参画審議会を設置しました

2010.10.29

No.20



身近な暴力をなくすために

配偶者暴力防止法が制定され来年で10年を迎えますが、女性や子どもを脅かす暴力事件が絶えません。痛ましい被害を減らすために、私たちができることは何でしょうか。DV被害者支援に携わる平川和子さん、人身取引問題に詳しい渡辺美穂さんに解説していただきました。



DVがもたらす子どもへの影響

NPO法人FTCアドボカシーセンター
平川 和子

親密な関係の中で起るDV

夫・妻や恋人など親しい関係にある人から受ける暴力を、ドメスティック・バイオレンス(DV)と言います。DVは、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる暴力が含まれます。DVはどんな形であって

子どもも大人も本当に楽しんでいます。ある高校生は、食事風景やキャンブファイヤーの点火の瞬間を撮った写真を皆の前で上映しました。参加者から大きな拍手をもらった彼の顔には、それを受け止める余裕と自信が生まれていました。今後彼になにか困ったことが起きたとしても、もつ暴力で問題を解決する連鎖の道を選ぶことはないでしょう。

自分の居場所を探す力

スタッフたちが一番うれしくなるのは、入浴後のひとときです。誰もが安心してのびやかにあります。あちこちうらやみ、おしゃべりの輪が広がります。お互いの暮らしの喜びや離婚調停の進捗状況などを確かめ合い、厳しい母子家庭の経済状況を嘆きながら、互いの奮闘ぶりをねぎらい合います。いつもは泣きわめき、あたりかまわず駆けまわるといふ子どもたちは、母親たちのおしゃべりから生まれる心地よい雰囲気を感じ取って、そばで静かに遊んでいます。まだまだ元気があり余っている小中学生たちは、学生ボランティアと一緒に、暗闇の中へと肝試しに出かけて行きました。

それぞれが自分の居場所を探し当てたようです。

安心して夜をすごす力

DVのある家庭で育つ子どもたちの多くは、夜、父親が突然怒り出して母親に暴力を振るう場面を目撃しています。父親の暴力を止めようとして自分が殴られることもあります。また母親が貶められる暴言の数々を聞いています。時には10番して母親を守ろうとする子もいます。なにが起きるか予想のつかない夜は怖く、安心して眠ることができません。いつもは親と離れて養護施設で暮らす子どもも少なくありません。そんな母子にあって、多くの人の見守りの中で同じ部屋に布団を並べて眠ることのできる貴重な夜になります。

長い時間がかかる被害者の回復

シェルターに入所した直後の女性や子どもたちはまるで難民のようです。夫や父親に支配され、恐怖の中で、自信をなくし、親しい人や社会資源から切り離され、徐々に自分という感覚を失っていきます。被害者の生活再建と傷ついたか

てきました。DVが起こっている家庭の中では、そのパートナーだけでなく、子どもたちも心身ともに深い傷を負っています。

DVがもたらす子どもへの影響

DVがもたらす子どもへの影響はたくさんあります。子どもが家庭内で暴力を目撃したことで、子どもにさまざまな心身の症状が表れることがあります。暴力を目撃しながら育つ子どもは、常に不安を感じ、落ち着きがなくなったり、攻撃的になったりします。

自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

将来的に周りの人とコミュニケーションがうまくとれなくなるなど、世代間の連鎖も懸念されています。

子どもたちの回復のためにできること

——キャンブを通じた力

私たちFTCアドボカシーセンターでは、DV被害に遭っている母子への自立支援をしています。その活動の一端と心の回復は、10年単位の長い時間が必要になります。キャンブでの合言葉は「あせらず ゆっくりです」。初めて参加する人たちもいつのまにかこの言葉に染まります。

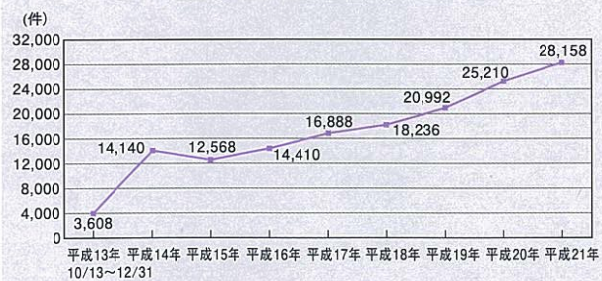
キャンブに参加できなかった人たちも

一方、当日のキャンセルが多いのもこのキャンブの特徴の一つです。不登校で引きこもり状態の子どもの朝に起きられないことがあります。刑事事件で逮捕された子どもの母親は、うつ状態で食事がのどを通らなくなり、また、キャンブの前日に家を出て連絡が

環として毎年、夏キャンブを開いています。DVにさらされている子どもたちが、このキャンブを通して少しずつ回復し、力をつけている事例を紹介し、やりたいことを自分で決める力

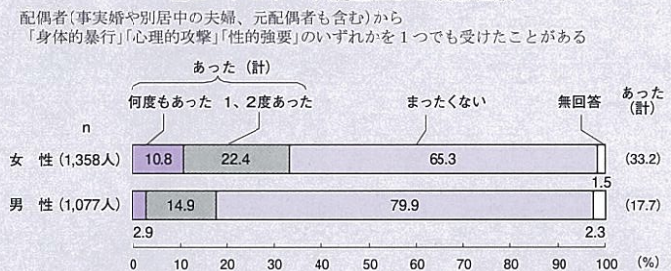
キャンブでは、森林を探索するオリエンテーリング、マウンテンバイク、ハンドマッサージ、心身が不安定になりやすい思春期の子ども向けのワークショップ「からだの調子が悪い時どうするか?」「声をあげてつながる」をテーマにした大人のためのワークショップなどの中から、参加者は自分のやりたいプログラムを選ぶことができます。

図1 警察における暴力相談等の対応件数



資料出所：警察庁調べ
対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。
内閣府 HP http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/dv_dataH2205.pdf より

図2 アンケート調査による被害経験



地域の中で

私たちが「いっしょに」

女性や子どもに押し寄せる負の世代間連鎖は、暴力や虐待ばかりではなく、貧困によるものなどはかり知れませんが、特に貧困による連鎖は、今では学力や健康、人間関係のつくり方や子どもを育てる力、生きる意欲や希望にまで及んでいる実態があらかになりました。

そのような状況の中、キャンブの事例からわかるように、周りの人が暴力で傷ついた人を見守る受け皿となることが求められています。人々がごくあたりまえに、周りの人々とつながっている地域づくりが求められているのです。私たちにできることは、まずはDVを知り、周りの人に無関心でないようにします。

今こそ、お互いの生命と安全を見守る配慮とケアが、地域に必要とされる時代ではないでしょうか。

あなたの身近な人身取引

独立行政法人 国立女性教育会館 研究国際室
 研究員 渡辺 美穂



日本でも起きている 人身取引

もし、あなたが知り合いから、「大変良い仕事があるからチャレンジしてみませんか。ビザなどの手続きは一切面倒を見てあげる。食事や住居も用意されている。働く場所は、ここから遠いけれど、都会で経済的にも豊かな所だよ」と言われたら、どう思いますか。幼いきょうだいの学費や生活費を稼ぐ必要があり、夫と別れてひとり子どもを育てなければいけない状況だったら、とても良いオファーだと思ってしまうかもしれません。

あなたが学生で、家にも学校にも居場所がなく、悩みを打ち明ける人もいなかった時に、「ふとしたことで声をかけてきた男性が、「君のことが心配。僕のところに来ないか」と自分の気持ちを受け止めてくれたらどうでしょうか。あなたは信じてついていくかもしれません。

人身取引とは、言葉巧みに誘いをかけて、だました人を別の場所や土地に連れていき、脅しや暴力などを用いながら、相手に強制的な労働や売春などをさせて搾取することです。グローバル化の進展により、モノやサービスだ

けでなく、人の移動が世界中で増加し、人身取引は地球規模の課題になっています。平成12年には、人身取引の問題解決に向けて、国際条約も制定されました。

ILO（国際労働機関）は、全世界の人身取引被害者を240万人と推計しています。中でも被害が一番多く発生している地域はアジアです。しかし、人身取引の被害の件数や実態は正確に把握することが難しく、多くが明るみに出ていません。

アジアの中でもっとも経済的先進国である日本には、多くの被害者が連れてこられています。警察庁の発表によると、平成13年から21年にかけて検挙された人身取引事犯は495件、被害者は551人（内、日本人は5人）です。海外からだけでなく、日本国内でだまされて、売春させられ、劣悪な条件の仕事させられた場合も、人身取引の被害にあたります。

人身取引を引き起こす 社会的背景

日本でもっとも大きな問題は、性的搾取の形態で行われる人身取引です。これまで被害に遭った子どもの中には、

わずか13歳でタイから日本に連れてこられ、保護されるまでの数年間売春を強要されていたケースもありました。日本に多くの人身取引の被害が起きている原因の1つに、商業化した性の蔓延、その背景に人々の買春を許容する意識と社会があります。

国立女性教育会館で行った全国規模の意識調査では、人身取引の問題の認知度は低く、56.6%が「知らない」と回答しています。年齢別では男女ともに若い世代で「知らない」割合が高く、特に女性の方が「知らない」と答えました。他方で、性的サービスを購入した経験があると回答した日本人男性は41.8%です（図1）。また、男性が性的サービスを買ったことを「仕方がない」と答える人が男女ともに多く（図2）、特にこの傾向は若い世代で見られます。

パートナーシップの重要性

人身取引の問題は、決して遠い途上の問題ではありません。人身取引の原因に対して、われわれひとりひとりができることについて考えることが重要です。

日本では、平成16年に人身取引対策

行動計画が策定され、昨年12月に第2次行動計画が発表されました。対策の基本は、4つのPです。それは、①被害者の保護（Protection）、②加害者の起訴（Prosecution）、③被害を発生前に防止（Prevention）の3つ、そして④国や地域、立場を越えた関係者のパートナーシップ（Partnership:連携）です。

問題の解決には、各機関の連携が不可欠です。まず「誰か」が人身取引の被害に気づくことが必要です。そして、検察、警察など司法分野や入国管理局、

婦人相談所などの連携や、医療、相談、男女共同参画センターなどの公的機関や、民間支援団体や女性グループ、国際交流団体等の協力も欠かせません。被害の大きさや被害者の存在に「気づく」ためには、地域で起きている人権侵害の実態や原因について関心と理解を深め、問題に敏感に反応する力を個々がつけていく必要があります。

地域でどのようなパートナーシップを築き、何に気づき、いかに行動できるかが、私たちひとりひとりに求められているのではないのでしょうか。

参画週間ギャラリーツアー「人身取引」

今年度は男女共同参画週間に合わせて、6月30日～7月11日、ギャラリー遊にて、国立女性教育会館が作成した人身取引のパネルを展示しました。初めての試みとして、講座終了後に参加者をギャラリーに案内してパネルの解説をし、展示への理解を深めるというギャラリーツアーを4回行いました。多くの参加者が被害の大きさに驚いていました。



講座終了後のギャラリーツアーの様子

これに先立ち、渡辺美穂さんを講師に迎え、北区男女共同参画センターボランティアの方を対象に、人身取引の問題について勉強会を開催し、理解を深めました。



北区平和祈念週間 平和展

北区では、昭和61年に制定した「平和都市宣言」を記念し、7月27日～31日を平和祈念週間として、平和を願うさまざまな催しを実施しました。

スペースゆうでは、北とびあ地下1階展示ホールにて、「生きる つながる この街で ～身近なところからの男女共同参画～」と題し、女性に対する暴力の防止などを訴える啓発活動「パープルリボン・プロジェクト」などを紹介しました。

暴力や差別がなく、多くの人が安心して暮らせる平和な世界をつくるには、男女共同参画社会の実現が不可欠であることを訴える展示物は、たくさんの来場者の関心呼びました。

予告

平成22年度 「女性に対する暴力をなくす運動」

女性に対する暴力は決して許されないことであるとの社会認識を徹底するため、今年度も「女性に対する暴力をなくす運動」が実施されます。

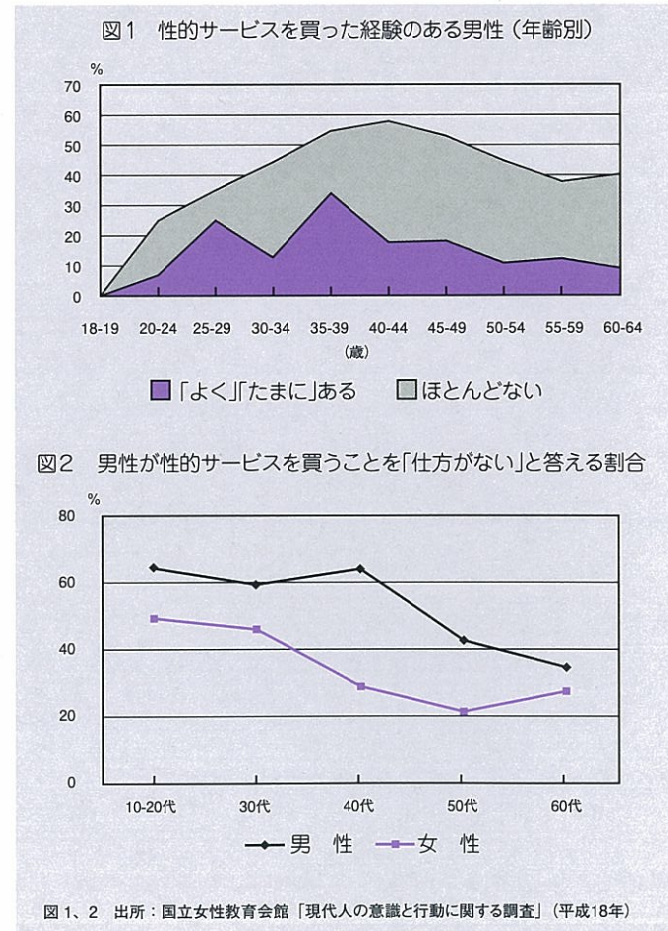
期間 11月12日(金)から11月25日(木)までの2週間

*11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」

主唱：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

さんかく大学「支えあう 家族と隣人」 女性・子ども・高齢者への暴力をなくすために

今年のさんかく大学は、区民との協働で、12月上旬～平成23年2月にかけて、身近に潜むさまざまな暴力の実態を知り、地域で何ができるかを考える講座を企画しています。夫婦・恋人間の暴力、児童虐待、DVを見て育つ子どもたちの問題、安心できる人間らしい介護、性的搾取される10代、人身取引などを取り上げる予定です。詳細は近々区報に掲載しますのでご覧ください。



男女共同参画センターのご紹介… **スペースゆうの歩き方** 第3回

「喫茶友」

日差しが降り注ぐスターロードを抜け、右手の階段を降りると、スペースゆうの5階フロアです。男女共同参画関連の図書が並ぶ情報コーナーから左手を眺めると、明るい雰囲気のカフェコーナーが目に入ります。ここは、北区に拠点を置く社会福祉法人「ドリームヴィ」が運営する、軽食スペースです。「ドリームヴィ」は、王子特別支援学校の卒業生が生まれ育った家の近くで働き、生活していくことを支援する目的で、就労支援等の事業を行っています。

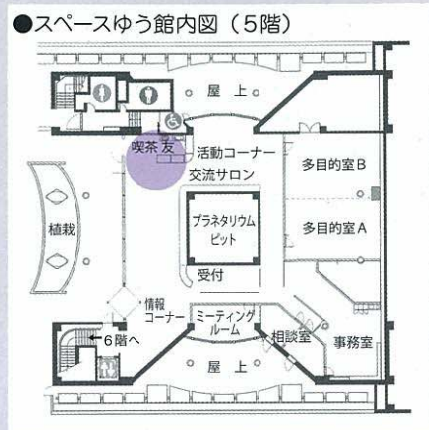
喫茶友の1日は、毎朝、スタッフによって、スワンペーカーリー*十条店から販売用のパンを運ぶところから始まります。ボランティアと就労実習生で構成されるスタッフは、パンを手に出勤すると、テーブルセッ

ティングや販売物の陳列などをしながら、利用者を迎える準備を整えます。

開店は11時。多目的室の利用団体が昼食を求めたり、情報コーナーの利用者が読書後に立ち寄りたり。スペースゆうの講座を終えた受講者が意見交換する場面も見られ、喫茶友はひとときわ活気づきます。



営業時間 火～土 11～17時(日・月・祝日休)
パンのほか、飲み物、軽食、クッキーなどがあります。区内の福祉作業所で作られた小物類や、途上国の女性たちが作った布製品等もあります。



*スワンペーカーリー 障がいの有無にかかわらず、共に働き生きていくことを運営理念としている、パン製造・販売チェーン。

ひと@スペースゆう 男女共同参画センター「スペースゆう」や北区にゆかりの人、自分らしさを大事に生きる人を紹介します。

第3回 努めて「明るく、元気に」

難波 せつ子さん(喫茶友スタッフ)

「喫茶友」がオープンしたときから7年間、ボランティアで働く難波さん。きっかけは、ご自身のお子さんを通して関わった「ドリームヴィ」からの依頼でした。

「実習生の体調や、その日にあったことが、全部書いてあります」。オープン当初から現在までの勤務ノートには、毎日の記録がていねいに書かれています。それは難波さんと実習生にとって、大切な日々を刻んだ歴史です。

難波さんは、実習生に、自分の子どもと同じように接しています。次の就労場所に行っても困らないよう、ときには厳しくすることも。そうして育まれた関係は、実習生が喫茶友を巣立ってから、ずっと続きます。かつての実習生が会いに来たり、電話やメールで近況を知らせてくれることは、難波さんの楽しみでもあるとのこと。自ら、「卒業

生」の新しい職場に足を運ぶこともあります。

初めは、心を閉ざしがちな実習生。そんな姿を目にすると、難波さんは、努めて「明るく、元気に」と心がけます。「教えられることもたくさんあります。常に感謝の気持ちで働いています」。実習生と難波さんが、ともに育てあう場でもある喫茶友。ときには事情を知らない利用者がとまどうこともあるようですが「この場所や実習生を理解してい



スタッフとともに(中央)

ただき、たくさんの方に利用してもらえたら嬉しいです」と、難波さんは語ります。

<取材・文 江口美子(22年度ゆうれポート執筆者)>

第3期 北区男女共同参画審議会を 設置しました

「北区男女共同参画審議会」は平成18年に制定した北区男女共同参画条例に基づき、区長の付属機関として同年10月に設置しました。審議会は、行動計画「アゼリアプラン」の策定及び変更、その他男女共同参画の推進に関する調査審議を行います。委員数は現在20名で、弁護士や大学教授、公募による委員等で構成されています。任期は2年で、今回、第3期(平成22年10月1日から平成24年9月30日まで)の審議会を設置しましたので、新しい委員の方々をご紹介します。



選出区分	氏名	役職
学識経験者	白井典子	会長
	宮城道子	副会長
	山田昌弘	
	奥津眞里	
区内関係団体	戸邊征男	
	小川孝	
	白倉喜代子	
	山田三和子	
	照井史生	
	我妻澄江	
公募委員	茂垣陽子	
	厚美薫	
	関口久子	
区議会議員	高橋明彦	
	土屋敏	
関係行政機関	池田博一	
	村野陽子	
	谷川勝基	
	内田隆	
	中澤嘉明	

第3期北区男女共同参画審議会 会長就任にあたって

第3期北区男女共同参画審議会会長 白井 典子



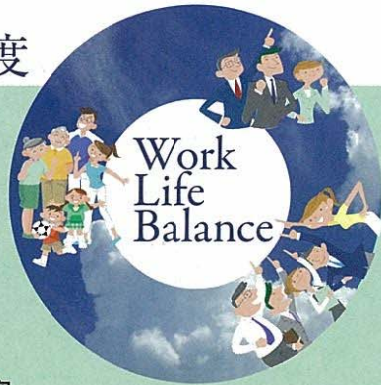
北区は、「北区男女共同参画条例」の基本理念に基づく行動計画「第4次アゼリアプラン」を策定し、年度ごとに新たな状況に対応する目標、課題、内容を明確にし、その実現に向け重点的に取り組んでいます。この取組みを推進するためには、時には課を越えた協力体制や情報を共有する区民や企業等との連携及び協働の取組みも重要です。しかし、平成20年に実施した区民対象の男女共同参画に関する意識調査では、その意識はまだ低いと言えます。家庭や地域における性的役割分担意識が未だ根深い上、78.5%の方が男女共同参画条例を、また、88.9%の方がアゼリアプランを知らないという調査結果があり、さらに男女共同参画に関する苦情申立制度の利用がないうつ実情が明らかです。このような状況下、男女共同参画の推進を図るため設置された審議会の会長として、区民への意識啓発を始め、地域の課題解決に向け、アゼリアプランの推進及び進捗状況報告の際に、多くの意見が反映できるように委員の発言に努めるなど、職責を果たしていきたいと思っております。

苦情解決委員会をご存知ですか？

苦情解決委員会は、北区男女共同参画条例に基づく区長の付属機関として、平成19年1月に設置しました。男女共同参画の推進を阻害すると認められる事項等について、苦情の申出を受け、解決に向け審議を行います。現在、弁護士等の3名の委員で構成しています。苦情の申出については、男女共同参画推進課まで電話でお問い合わせください。TEL 03-3913-0161 北区HP <http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/151/015183.htm>

情報コーナー

北区仕事と生活の両立推進企業認定制度



みなさんは、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)という言葉をご存知ですか?

ワークライフバランスとは、「仕事」と子育てや介護、地域活動等の「仕事以外の生活」が両立でき、双方が充実している状態をいいます。ワークライフバランスが実現すれば、個人は充実した生活をおくり、企業は持続的に発展することができ、社会全体に活力が生まれます。

区では、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業を「仕事と生活の両立推進企業」と認定し、その取組みを応援する制度を、平成22年度より始めました。

◆対象

区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が300人以下でかつ中小企業基本法に定める中小企業者

◆対象となる取組み内容

- ①仕事と子育て・介護の両立支援に取り組んでいる。
- ②男女ともに働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
- ③従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでいる。

◆認定期間

認定期間は平成30年3月31日までとします。
なお、認定にあたって、認定企業には認定証の交付を行います。

◆支援内容

認定後の3年間は次の支援が受けられます。

①イメージアップ・PR支援

- ・北区ホームページや区が発行する情報誌等で企業紹介を行います。
- ・企業パネルを作成し、男女共同参画センターで掲示します。

②経営支援

- ・区中小企業融資制度の対象となります。
- ・求人等広告掲載料の補助を行います。
- ・研修等を行う場合、男女共同参画センター会議室を半額で利用できます。

◆問合わせ

子ども家庭部男女共同参画推進課 03-3913-0161
区ホームページ
<http://www.city.kita.tokyo.jp/docs/service/590/059063.htm>



スペースゆうの情報コーナーでは、男女共同参画や自分らしい生き方に関する資料を揃えています。ぜひお立ち寄りください。

「定年、そして10万時間」

上鶴瀬孝志・著/角川学芸出版/2010

「人生80年」の時代、定年退職者を受け入れるのは、10万時間の途方もない「自由」(40年の勤務年数に相当)。料理からボランティア活動まで、何をするかは自分次第。退職後の人生を充実させるコツを、自身も団塊世代の著者が痛快な語り口で紹介する。
※今冬、著者を講師に迎えた講座を実施予定。



「夢を壊さないでっ! ゆかのTHEダイエット!」

関口祐加・著/三田玲子・絵/パド・ウィメンズ・オフィス/2009

昨年スペースゆうでも上映されたコメディドキュメンタリー「THEダイエット!」の世界が、監督自身の言葉と、味わい深いイラストで綴られた1冊。

35kgの減量に挑む中で明かされる摂食行動の意味とは。笑いあり、涙あり、満腹の読後感。



表・紙・紹・介 GALLERY

「パープルリボンキルト
～暴力防止の願いを込めて～」
制作/キルトわいわい



スペースゆうを拠点に、パッチワークキルト制作の活動を行うグループが、平成22年度北区平和祈念週間の展示のために完成させた作品。スペースゆうが重視する暴力防止の意味を込めた、紫のリボンや布で彩られています。

男女共同参画センター「スペースゆう」へ来てみませんか?

所在地 〒114-8503 北区王子 1-11-1 北とびあ 5・6階

TEL 03-3913-0161

FAX 03-3913-0081

男女共同参画センター 北とびあ6階
スターロードからお入りください。



3月に策定した北区男女共同参画行動計画第4次アゼリアプランでも「あらゆる暴力・暴言の根絶」は重要課題の1つに位置づけられています。多くの人が暴力に対する認識を深め、隣近所の関係づくりなど日常の中でできることに取り組み、暴力のない、安心して暮らせる地域に発展していくことが望まれます。

編集後記

今号は、「暴力」について特集しました。一口に「暴力」といってもさまざまな形態があります。「暴力」は単独で起こるものもありますが、身体的暴力や精神的暴力等が重なり合って起こるケースも多くあります。
暴力・暴言はそれ自体が重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。加えて、被害の長期化や周囲の認知が遅れるなどにより、さらに深刻かつ重篤な犯罪につながる危険性も含まれています。
3月に策定した北区男女共同参画行動計画第4次アゼリアプランでも「あらゆる暴力・暴言の根絶」は重要課題の1つに位置づけられています。多くの人が暴力に対する認識を深め、隣近所の関係づくりなど日常の中でできることに取り組み、暴力のない、安心して暮らせる地域に発展していくことが望まれます。